

平成26年度 新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303,469千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月2日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 市債		0	15,000	15,000
	1. 市債	0	15,000	15,000
歳入合計		288,469	15,000	303,469

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 工業用地造成事業費		3,800	15,000	18,800
	1. 工業用地造成事業費	3,800	15,000	18,800
歳出合計		288,469	15,000	303,469

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業 (観音原地区)	千円 15,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	15,000	—	—	—